

第 11 回和光市個人情報保護審議会会議録

平成 17 年 2 月 9 日（水曜日）

○ 議題

- 1 和光市個人情報保護条例の施行について
- 2 委員の任期について
- 3 その他

○ 出席者

石井彰会長、東洋子委員、今野清委員、田中明委員、並木修二委員、根岸彩子委員、吉田京子委員（以上 7 名出席）

事務局 横内企画部長、川畑市政情報課長、松橋課長補佐、本多主任

午前 10 時 00 分開会

- 事務局 お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から和光市個人情報保護審議会を開催いたします。それでは、議事に入っていただきたいと思います。本条例第 38 条第 1 項の規定により、議長を会長にお願いします。
- 会長 お忙しい中、ありがとうございます。今回の審議会は、条例が改正され、施行に向けての市の取組みの説明、また委員の任期の件があることから開催しました。それでは、議事に入ります。議事の 1 番目の個人情報保護条例の施行について事務局の説明を求めます。
- 事務局 個人情報保護条例の施行について説明します。前回 11 月 26 日に個人情報保護審議会を開催しまして、12 月 2 日に開催しました 12 月定例会に条例案を上程しました。12 月 8 日の総務委員会におきまして、条例案第 2 条の個人情報の定義の部分の「生存する個人」についての質問がありました。これは、前回の審議会の質問でもあったので、審議会と同様の説明をしました。条例案は全会一致で可決されました。本件につきましては、委員の皆さんの長期にわたるご審議と貴重なご意見を賜りましたことをこの場をお借りしましてお礼申し上げます。議会の経過については以上になります。条例改正後の取組としまして、広報 2 月号の 2 ページと 3 ページに、個人情報の保護に関する法律が 4 月から全面施行される記事、また市においては個人情報保護条例の一部改正の記事も掲載しました。今後の取組として国が作成したパンフレットの作成と配布をします。個人用と事業者用のパンフレットがありまして、個人用パンフレットは広報 3 月号に折込チラシとして配布します。事業者用パンフレットは市内の約 1,600 の事業者へ郵送します。全職員と委託事業者に対する研修を 2 月 4 日と 8 日に行いました。

2日間で90分の研修を各2回ずつ計4回行いました。参加者については、1回目は100人、2回目は94人、3回目は116人、4回目は99人で合計409人が参加しました。研修の講師は明治大学法科大学院教授で弁護士の夏井高人先生にお願いしました。

- 会長 事務局からの説明がありました。大きく分けて2つあり、議会の対応と条例の施行に向けての今後の取組についてでした。ご意見がありましたらお願いします。
- 並木委員 確認ですが、委託業者の中には指定管理者も含まれているのか。
- 事務局 今回の一部改正で、条例第13条に委託を受ける者の中に地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を含むこととしました。
- 並木委員 今回は、指定管理者を含めた委託事業者に対しても研修を行ったが、今後は、委託事業者が増えていくと考えられる。その都度、委託事業者に対して研修を行うのか。また、契約時に個人情報保護の内容を別に設けるのか。
- 事務局 現在、委託している事業者については、研修を行いました。委託事業者が増える可能性もあるので、今後は事業者に対して、市が行っている個人情報保護と同レベルで個人情報を守る覚書を交わすことを考えています。
- 会長 他にご意見はありませんか。議会での1件質問があったこと報告がありましたが、内容はどのようなものですか。
- 事務局 条例案の第2条の「個人情報」の定義について、「生存する個人」とはどういう意味なのかとの質問がありました。手引きにあるように、個人とは、生存する個人をいうことから、「生存する」という文言を追加しました。しかし、死者についても、死後においての自己の秘密や名誉が守られることを望むものであることを考慮して、死者に関する情報を市が収集し管理する場合には、基本的に生存者の個人情報と同様に取り扱うこととすると説明しました。
- 会長 他に意見があれば、お願いします。今後の問題として、前回の審議会で事務局から、改正条例をきちんと運用していくために手引きの作成をすると説明がありましたが、どのような内容で、いつごろ出来上がるのか。
- 事務局 現在の手引きに改正した部分を追加するかたちを考えています。条例の趣旨や運用を作成するため、作業を行っているところです。4月1日の施行には完成するよう進めています。完成後は、委員の方に送付したいと思います。
- 会長 他に意見があれば、お願いします。それでは、2番目の議事の委員の任期について事務局の説明を求めます。前回の審議会でも少し話が出たかと思います。その後、市や事務局の考えがありましたらお願いします。
- 事務局 現在の委員につきましては、条例の施行と同時に平成13年4月から2期の4年間お願いをしています。平成15年に一度、改選を行いましたが、当時はまだ審議会

の開催が少ないため、新たに委員をお願いすると審議会の運営が軌道に乗りにくいとの考えから、全委員に留任をお願いした経緯があります。今回で任期満了となり、市としては、委員の改選を考えています。しかし、前回の審議会で話がありましたように、委員全員が替わった場合の審議会の継続性の問題があることから、現在は任命権者である市長と協議を進めている段階です。しかし、委員の選任で公募の委員があります。公募委員の手続きを早めに行わないと、4月に間に合わなくなるため、公募委員につきましては広報2月号で募集をしました。条例第36条第2項により、学識経験を有する者、市内の公共的団体の役員、公募による市民で構成を進めています。現在は、公募委員の募集を行っています。現状については以上になります。

- 会長 この議題については、委員の方は発言しづらいかと思いますが、より良い個人情報保護行政のため、また、より良い審議会運営のために、何かご意見があればお願いします。
- 並木委員 いろんな考えがあるかと思いますが、私案として、公募による委員は2期を務めたことから、替わるべきだと思います。幅広く色々な市民の方が参加することにより、個人情報保護の精神が伝えられると思う。ただし、会長が言われたように、この審議会の継続性を考えると、会長には留任していただいて、新たに公募による市民3名を替えれば、審議会の継続性が保てるし、新しい市民の参加も図られる。私案として提案します。
- 今野委員 私も並木委員と同様に考えています。公募委員を3人募集すると広報2月号に掲載してあることですし、現在の委員は2期の4年間務めたので、公募委員については新しい委員をお願いしたほうが良いと考えます。
- 会長 事務局は、審議会の個々の委員の意見として聞いておいてください。他に意見があればお願いします。
- 吉田委員 公募委員は、優れた方がいっぱいいると思いますので、そのような人にやってもらったほうがよいと思う。
- 会長 3人の委員から意見が出ましたが、審議会の総意ではないが、意見として受けておいてください。3番目の議題のその他になります。委員を4年間務め、現在まで個人情報保護制度について勉強をし、条例改正に向け意見を述べてきました。今回の任期満了による区切りとして、これからの和光市の個人情報保護行政について思うこと、どうすべきか意見がありましたらお願いします。緊急に開催する場合を除き、任期が3月末までですので、今回の審議会が最後になるかと思っています。個人の意見で結構ですので、委員の皆さんに意見をお願いできたらと思います。
- 根岸委員 委員の皆さん、事務局の皆さん大変お世話になりました。感謝の気持ちでいっぱいです。

- 東委員 保護司として勉強して来いということで参加しました。保護司は3人いたが自分が参加した。今後は、個人情報保護制度を知らないで済む問題ではなくなってしまった。勉強になり、いろいろ教えていただいて感謝しています。懇話会から参加してきたので、今後は、他の人にやってもらいたい。最初は良くわからなかったが、最近わかってきた気がします。情報漏洩等の問題が出てきて、みんなできちんとやっていかなければならない世の中になってしまった。
- 今野委員 4年間やらせていただいて、最近は条例改正があり、開催が多くなったが、初めのころは、回数も少なく、勉強会的なものであった。これから考えることは、自治体にある個人情報が増えることが一番の問題で、今回研修を行ったことは良い。今までなかった問題で、職員に個人情報保護の意識を持たせる。新聞に出ていたのですが、民間に比べると、自治体の個人情報に対する意識が低いとなっている。民間は個人情報保護に関して危機感を持っている。問題が発生した後で、審議会で審議するのでは遅い。今まで、皆さんにお世話になりましてありがとうございました。
- 田中委員 今までお世話になり、ありがとうございました。IT化が進み、個人情報が漏れると瞬時に世界中に広まってしまうおそれがある。いくつか個人情報保護の対策をとっていても、言葉の中にあやがりまして、つかみ所によってまた逆手をとってることが考えられる。その意味で、個人情報保護も見方によっては簡単であるし、また別の見方をすると奥が深く難しい問題である。
- 並木委員 懇話会から参加して、審議会の1期目は2年間で3回しか開催がなかったと思います。2期目は条例改正があったので開催が増えた。次期の審議会の開催が、年に2、3回になってしまっているはいけない。審議会の活性化については、もちろん各委員の協力が必要だが、特に事務局にお願いしたい。審議会のあり方とは関係ないかと思いますが、先程の意見にありましたように、民間に比べると市の意識が低いと思います。具体例を挙げますと、議会の傍聴者の名簿が、一枚の紙に何人も書かれている。これでは、前の人の住所、氏名が見えてしまう。一部の審議会では、一枚の用紙に一人だけ記載している。そうすれば、手間がかかるが個人情報を保護することができる。手間がかかって一枚の用紙に一人記載する方式にしたほうが良い。個人情報保護を意識するなら、一覧表形式は改善すべきだと思います。
- 吉田委員 個人情報の安全な管理を行うことが大事である。先日、新聞にありましたが、職員が出産する人の個人情報を入手し、1人当たり30万円、4人分のお金を着服したことがあった。職員は管理の徹底をし、個人情報が漏れることがないようにお願いします。
- 会長 個人情報保護は、新しい行政のジャンルであり、まだ法体系の準備が整っていない。例えば、当初言われていた個人情報取扱事業者の個別業種の法律が先送りとなって

しまった。和光市の行政が積極的に市民のためになるよう進み、それを監視する立場としての審議会の機能が重要となる。今後の審議会のあり方について、次期の審議会は積極的に動いてもらいたいと思う。社会生活において、個人情報保護は大事であるが、それが誇張されすぎて、行政情報が市民に届かないような事態は避けなくてはならない。行政が積極的に地域住民に行政情報を提供することと同時に個人情報を保護する制度の確立が必要である。今まで審議会では、個別案件として議題がなかった。今後もそういった意識の中で進んでもらいたい。

- 根岸委員 市側は制度や趣旨を理解できていても、市以外の者に制度や趣旨をどのように周知し理解をさせていくのか。事務局が自ら出向いて、個人情報を取扱う図書館や学校で実務的な講座を開催するなど、積極的にピーアールしないと周知徹底ができない。広報で個人情報保護についてシリーズ化し連続掲載することで、市民等に対して、興味や関心を持たせるなど、広報活動を積極的に行うことを考えてもらいたい。
- 会長 今の意見に関連して、個人情報保護について講座の要請はありますか。
- 事務局 取りまとめは生涯学習課で行っているが、今まで個人情報保護についての講座は行っていません。今回の条例改正により、事業者の位置付けがはっきりしたので、事業者に対しどのような周知をするべきか考えている最中です。
- 事務局 広報の掲載につきましては、今この場で確約はできませんが、広報については、いろいろな問題があります。現在、広報は28ページを基本とし、折り込みがあると更にページが増えます。2月号は折り込みが12ページあり、基本のものと合わせて40ページとなっている。ページを減らさないと中に書かれている情報が引立たないという指摘もあります。それらを加味しまして、今後は個人情報についても積極的にピーアールしていきたいと思います。地域福祉計画のワークショップで市民から広報のページ数が多いとの意見が出ている。
- 根岸委員 広報のページを少なくしていく方針ですか。
- 事務局 生涯学習計画や地域福祉計画の中のワークショップで市民の意見がありまして、現在の広報はページが多すぎるのではないかと、必要な記事を見たいとき、どこにあるのか分からないとの意見が出ています。これらの問題の対応策として、広報を月2回発行することで全体のページを減らすことを検討しています。
- 根岸委員 感覚的な問題ですが、現在の広報は2色印刷のため、見やすい気がします。
- 並木委員 見やすさとコストの兼ね合いがあるのが悩むところである。広報誌に何の機能を持たせないといけないのかを考えると、おのずと結論が出るのではないかと思います。
- 会長 大事なことは、広報が行政側の一方的な連絡誌になってはいけない。記事に対するリアクションが期待できる内容を盛込んだものであってもらいたい。しかし、受取った側が行動に移さないと、発行者に伝わらない。広報の配布についてですが、全世帯に

配布されているのか。

- 事務局 広報の配布につきまして、自治会をとおして配布しているのが全体の約7割、残りの3割については、駅や公民館等の公共機関に設置してある広報スタンドから入手していただいています。
- 会長 市としては、見たい人には全て行き渡っているとの基本的な考えですか。
- 事務局 配布方法については、今後検討したいと考えています。
- 会長 手引きについて、完成したら配るとのことだが、3月中に完成しなく4月以降であっても、現在の委員に配ってもらいたい。
- 根岸委員 手引きでは条例第16条の見出し「個人情報の開示義務及び不開示情報」となっているが、改正条例では「個人情報の開示義務」となっている。
- 事務局 条例では「個人情報の開示義務」となっています。手引きは開示義務と不開示情報を分かりやすく表示したものです。
- 会長 他に意見があればお願いします。本日の議題は全て終了しました。意見がなければ散会とします。

10時57分閉会